

第4部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、町民の生活の安定と公共の福祉を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

1. 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

(1) 災害復旧事業等の推進

ア 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は各施設の原形復旧と併せ、災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

イ 事業計画の種別

県は、被害発生の都度、検討・作成する事業計画は、次のとおり。
この際、町は所要の意見を提出する。

- ・ 公共土木施設災害復旧事業計画
(河川公共土木施設災害復旧事業計画他、8個事業計画)
- ・ 農林水産施設災害復旧事業計画
- ・ 都市災害復旧事業計画
- ・ 上下水道災害復旧事業計画
- ・ 住宅災害復旧事業計画
- ・ 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- ・ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ・ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ・ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ・ その他の災害復旧事業計画

ウ 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2. 激甚災害の指定

(1) 激甚災害に関する調査

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 特別財政援助額の交付手続等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部署に提出しなければならない。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した町民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

1. 被災者の生活確保

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮する必要がある。

(1) 生活相談

被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともにできる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。各機関の行う生活相談は、次のとおり。

機関名	相談の内容等
町	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
県	<ul style="list-style-type: none">被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。市町村等関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警本部	警察署、交番その他必要な場所に警察安全相談窓口を設け、警察関係の相談にあたる。
消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。 <ul style="list-style-type: none">被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底危険物施設等における余震に対する警戒態勢、構造・設備に関する点検等の強化火災による罹災証明等各種手続の迅速な実施

(2) 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

湧水町災害廃棄物処理計画（平成29年2月策定）による。

(3) 借地借家制度の特例の適用に関する事項

ア 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行う。

適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に、知事の副申を添えて国土交通大臣あて2部を提出する。

・ 市町村の面積	・ り災土地の面積	・ 市町村の建物戸数
・ 滅失戸数	・ 災害の状況	
・ その他（り災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）		

イ 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

(4) 被災者生活再建支援金の支給事務

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とした支援金の支給事務は、県が実施主体となり行う。

支給の内容等の細部は、次のとおり。

区 分	支 給 の 内 容 等				
実施主体	鹿児島県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）				
対象災害	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 ・ 5世帯以上の住宅全壊が発生した市町村（人口10万人未満） ・ 2世帯以上の住宅全壊が発生した市町村（人口5万人未満）				
対象世帯	① 居住する住宅が全壊した世帯 ② 居住する住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）				
支給額	支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。 （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ・ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊
		対象世帯の①	対象世帯の②	対象世帯の③	対象世帯の④
	支 給 額	100万円	100万円	100万円	50万円
	・ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃 貸 (公営住宅以外)		
支 給 額	200万円	100万円	50万円		
	※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円				
申請先	鹿児島県（市町村経由）				

(5) 被災者生活支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、市町村を通じて、被災者生活支援金の支給を行う。

区 分	支 給 の 内 容 等
対象市町村	① 被災者生活再建支援法が適用された市町村 ② 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	① 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ② 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、①の支給対象者は除く。 ③ ①、②に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 ④ ①、②のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に、県内において、被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記①、②については、1世帯（1事業者）あたり20万円 上記④については、1世帯（1事業者）あたり50万円

(6) 災害弔慰金等の支給

ア 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下の項においては同じ。）した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	市町村が、条例の定めるところにより実施する。
対象災害	① 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (当該市町村のみが対象となる。) ② 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (県内すべての市町村が対象となる。) ③ 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。) ④ 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。)
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合・・・・・・・・・・500万円 その他の場合・・・・・・・・・・250万円

イ 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	市町村が条例の定めるところにより実施する。
対 象 災 害	① 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が、5以上ある災害 （当該市町村のみが対象となる。） ② 県内において、住居の滅失した世帯の数が、5以上の市町村が3以上存在する災害 （県内すべての市町村が対象となる。） ③ 県内において、災害救助法が適用された市町村が、1以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。） ④ 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が、2以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。）
支 給 対 象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障 害 見 舞 金	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時 生計を主として維持していた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・250万円 その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125万円

ウ 県単災害弔慰金の支給

県は、災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して、県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が、特に指定した災害 （災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支 給 対 象	対象災害により、死亡した者の遺族に対して支給する。
弔 慰 金 の 額	死亡者1人あたり100万円とする。

エ 県単住家災害見舞金

県は、災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して、住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	① 災害救助法による救助が行われた災害 ② 一の市町村の区域内において、住家の滅失した世帯の数が5以上である災害 （災害に該当するものを除く。） ③ ①、②に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 ④ その他知事が、特に指定した災害
支 給 対 象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して、支給する。
見 舞 金 の 額	1世帯あたり10万円とする。

(7) 税の減免措置

ア 税の徴収猶予等

(ア) 知事等の行う措置

知事又は市町村長は、地方税法第15条の規定に基づき、県税又は市町村税の納税者又は特別徴収義務者が、その財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、県税又は市町村税の徴収猶予を行う。

また、知事は、県税条例第14条の規定に基づき、県税の納税者又は特別徴収義務者が、災害等により法律又は県税条例で定められた期限までに県税に関する申告、申請等を行うことができないとき又は納税することができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2ヶ月以内の範囲で、地域及び期日を指定し又は納税者若しくは特別徴収義務者の申請により期日を指定して、県税に関する申告、申請等又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

(イ) 町長の行う措置

地方税法第20条の5の2の規定に基づく、市町村の災害による市町村税の納入等の期限延長に関する関係条例により、災害による被災者のうち市町村税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

イ 税の減免

(ア) 県税の減免

種 別	減 免 の 内 容 等
事 業 税	① 災害により自己の所有に係る事業用資産について受けた損害金額が、その資産の価額の1/2以上である個人の事業税の納税者のうち、前年中の事業の所得が1,000万円以下のものについては、納期限の到来しない税額について、次の割合で減免する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税標準所得金額が、500万円以下のもの 全 部 ・ 課税標準所得金額が、750万円以下のもの 1/2 ・ 課税標準所得金額が、750万円を超えるもの 1/4 ② ①に該当しないもので、災害により自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅又は家財について甚大な損害を受けた個人の事業税の納税者のうち、合計所得金額が、500万円以下のものについては、納期限の到来しない税額の1/2以内の額を軽減する。
自 動 車 税 種 別 割	災害により自己の所有する自動車につき損害を受けた自動車税の納税者に対し、修繕車種別割又は使用不能となった自動車及びそれに代えて新たに取得した自動車に係る自動車税種別割について、損害の程度に応じて税額の1/2以内の額を軽減する。
不動産取得税	① 不動産の取得の日から当該取得に係る不動産取得税の納付期限までに、災害により当該不動産が滅失又は損壊した場合、当該不動産の取得に対する不動産取得税を被害の割合により減免する。 ② 災害により滅失又は損壊した不動産の代替不動産を被災の日から、3年以内に取得した場合、当該代替不動産の取得に対する不動産取得税について、旧不動産の台帳価格に見合う税額分を減免する。
産業廃棄物税	産業廃棄物の自己処理に係る納税者が、天災等により産業廃棄物税を納税することができないと認められる場合は、災害の発生した日以降、納期限の到来する税額を知事が必要と認める額を限度として減免する。

(イ) 市町村税の減免

町長は、市町村税の減免に関する関係条例等の規程により、災害による被災者のうち市町村税の減免を必要と認める者に対し、市町村税の減免を行う。

(8) 雇用の創出

県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。

町は、被災者の自立に対する援助の観点から、相談窓口等を通じて把握した被災者の要望を県に伝達する等、連携強化に努める。

(9) 職業のあっせん等

ア 職業のあっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

イ 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。

ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等、その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、町長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は、町長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

ウ 求人開拓及び紹介

公共職業安定所は、職場相談結果、適合する求人がない又は不足する場合は被災者の能力等を考慮し、適職求人の開拓を行い職業相談及び紹介を行う。

(10) 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- ・ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ・ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- ・ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
- ・ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
- ・ 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
- ・ 病院等による医療救護活動
- ・ 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動
- ・ 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

(11) 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

この際、活動にあたり、国及び県の支援を受ける。

(12) 罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

この際、県の行う住家被害の調査に従事する担当者のための研修会等に関係職員を参加させ、災害発生時の住家被害の調査の迅速化を図る。

(13) 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

2. 被災者への融資措置

(1) 民生関係の融資

ア 生活福祉資金（福祉費（災害援護経費））

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

区分	支給の内容等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯に対して、貸し付けられる。 ① 資金の貸付けとあわせて、必要な援助及び指導を受けることにより、自立自活できると認められる世帯であること。 ② 自立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の方法及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会へ提出する。市町村社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、市町村社会福祉協議会長あてに通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内
償還期間	据置期間（6ヶ月以内は、無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利率	年1.5%（保証人がある場合は、無利子）

イ 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により災害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

区分	支給の内容等
実施主体	市町村が、条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が、1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が、対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国 2/3、県 1/3
貸付申込受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで
貸付対象世帯	① 同一の世帯に属するものが、1人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯 ② 同一の世帯に属するものが、2人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯 ③ 同一の世帯に属するものが、3人の場合は、その所得の合計額が、620万円以下の世帯 ④ 同一の世帯に属するものが、4人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 ⑤ 同一の世帯に属するものが、5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が、1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 ⑥ 住居が滅失又は、流失した場合は、その所得の合計額が、1,270万円以下の世帯

貸付限度額等の細部は、県計画「別表 貸付対象等」による。

(2) 住宅資金の融資

ア 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して、土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して、住宅金融支援機構が融資するものである。

区分	融資の内容等
対象となる災害	次のいずれかの災害 ① 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 ② 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けることのできる住宅	① 建設の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅部分の床面積は、1戸当たり13平方メートル以上、175平方メートル以下であること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【床面積上限の例外】 り災家屋の住宅部分が、175㎡を超える場合は、その面積まで建設可能、また、親族の家屋も併せて、り災して同じ融資住宅に入居する場合は、申込人と同居する親族のり災家屋の合計面積まで建設可能</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。 ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ・ 建築基準法、その他の関係法令に適合すること。 ・ 各戸に居住室、便所及び炊事室を備えていること。 ・ 木造である場合1戸建て又は連続建てであること。 ・ り災家屋が共同住宅であった場合で、木造の共同住宅を建設する場合は、機構の承認を要する。 ② 補修の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 ・ 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。 ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ・ 建築基準法の規定に適合すること。 ・ 各戸に居住室、便所及び炊事室を備えていること。 ・ 1戸あたりの補修に要する費用が、10万円以上であること。
貸付対象者	① 機構から資金の貸付を受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は、補修をすることができない者であること。 ② 災害によるり災時、滅失し又は損傷した家屋の所有者、賃貸人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に、自ら居住し又は主として、り災者である他人に貸すために、災害復興住宅を建設・購入又は補修しようとする者であること。 この場合において、当該家屋の賃貸人又は居住者にあつては、当該家屋の所有者が災害復興住宅の建設・購入又は補修をする意志がない場合に限る。 ③ 償還能力を有する者であること。 ④ 主として、り災者である他人に貸すために、災害復興住宅を建設・購入又は補修する場合は、貸付金の償還に関し確実な連帯保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。 ⑤ 個人（日本国籍を有する者等に限る。）又は法人であること。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付の条件	<p>① 建設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付限度額 住宅建設資金 基本融資： 1,650万円（工事費の100%融資） 特例加算： 460万円（工事費の100%融資） 土地取得資金： 970万円 整地資金： 440万円 貸付利率：機構の貸付利率による。 償還期間 木造（一般）： 25年以内 耐火・準耐火・木造（耐久性）： 35年以内 （3年以内の据置期間を設けることができる。）※ 完済時年齢の上限は80歳 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払 （申込日から申し出があって、債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可） <p>② 補修の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付限度額 住宅補修資金： 730万円（工事費の100%以内） 引方移転資金： 440万円 整地資金： 440万円 （ただし、引方移転資金と整地資金をあわせて融資をうける場合、440万円まで。） 貸付利率：機構の貸付利率による。 償還期間 20年以内 （据置期間1年を含む。）※ 完済時年齢の上限は80歳 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払い （申込日から申し出があって、債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可）
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長から、り災証明の発行を受け、申込書の提出は機構又は最寄りの機構の業務委託金融機関へ提出するものとする。

イ 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により自ら居住し又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付を受けることのできる住宅	<p>① 原則として居室、炊事室及び便所を有すること。</p> <p>② 13平方メートル以上。関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は、非住宅部分が1/2以上あってもよい。 ただし、非住宅部分については、住宅部分の床面積と等しい床面積の工事費までしか融資対象とならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【新築購入・リユース購入の場合】 50平方メートル以上（共同建ての場合40平方メートル以上）であること。</p> </div> <p>③ 移転又は建築後において、建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。 新築家屋購入の場合は、建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。 また、リユース家屋購入の場合は、建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。</p> <p>④ 木造の住宅を建設する場合、1戸建又は連続建であること。</p> <p>⑤ 敷地の権利が転貸借によらないものであること。</p>
貸付の条件その他	利率：機構の貸付利率による。 その他は、災害復興住宅に同じ。

(3) 農林漁業関係の融資

ア 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等は、次のような資金融資を受けることができる。

区分	融資概要
被害農林漁業者に対する経営資金	資金用途は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁具用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金、その他の農林漁業経営に必要な資金
被災農林漁業組合に対する事業資金	貸付対象は、事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）

イ 日本政策金融公庫の災害資金

株式会社日本政策金融国庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し、貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

資金名	資金用途・内容	
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	農林漁業用施設の復旧、補修費（災害復旧として行う果樹の改植、補植）
	共同利用施設	共同利用施設の復旧費
漁業基盤整備資金	漁港	漁港施設
	漁場整備	漁場整備施設
林業基盤整備資金	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧
	樹苗養成施設	樹苗その他の施設の災害復旧費

(4) 商工業関係の融資及び利子補助

ア 県融資制度緊急災害対策資金

(ア) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

(イ) 融資対象者

県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

a 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者

（県内における災害により被害を受けたものに限る。）

b 災害救助法第2条の災害により、被害を受けた者

（県内における同条の災害により、被害を受けた者に限る。）

c 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により、被害を受けた者

（県内における同条の災害により、被害を受けた者に限る。）

d 知事が、特に認める災害により被害を受けた者

※ いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により、被害を受けた者を含む。

区 分	融 資 の 内 容 等
融 資 限 度 額	運転設備資金2,000万円、設備資金3,000万円
融 資 期 間	運転設備資金7年以内（据置2年以内）、設備資金10年以内（据置3年以内）
融 資 利 率	1年以内 年1.6% 1年超 3年以内 年1.8% 3年超 5年以内 年1.9% 5年超 7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%
信 用 保 証	鹿児島県信用保証協会の保証を要する。
信用保証料率	融資対象者「a～c」 年0% 融資対象者「d」 年0%～年1.40% ※割引料率：担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合は-0.1%の割引
連 帯 保 証 人	保証機関の定めるところによる。
担 保	保証機関の定めるところによる。
申 込 み 先	各商工会議所・商工会（組合は、中小企業団体中央会）・取扱金融機関
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については、県内営業店に限る。）
添 付 書 類	当該災害により、被害を受けたことの市町村長等の証明書等

イ 政府系金融機関の融資

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫から融資を受けることができる。

制 度 名		融 資 対 象 等
日 本 政 策 金 融 公 庫	中小企業事業	災害復旧貸付
	国民生活事業	災害貸付
商 工 組 合 中 央 金 庫	災害復旧資金	
		指定された災害により、被害を被った中小企業の方 災害により被害を受けた方 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者

(注) 融資条件等は随時改訂されるので、利用の際は関係先への確認が必要

ウ 県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(ア) 目 的

中小企業者等が、災害復旧のために借り入れた(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市町村に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(イ) 利子補助対象

県が、災害発生の都度指定した災害において、被災した中小企業者等が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね6ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※ 災害復旧資金

(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で、中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(ウ) 補助の概要

区 分	補 助 の 内 容 等
利 子 補 助 率	融資額200万円以下 年1.80%、融資額200万円超600万円以下 年1.35% 融資額600万円超1,500万円以下 年0.90% ※ 補助率は、県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は、市町村利子補助事業により、上乘せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。
補 助 期 間	5年間
補 助 対 象 額	借入金1,500万円を限度とする。
申 込 み 先	被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり。）
添 付 書 類	・ 中小企業災害復旧資金利息支払証明書 ・ 災害により被害を受けたことの市(町・村)長、消防署長等の証明書又は証明書の写し ・ 事業報告書 ・ 市(町・村)長が必要と認める書類

(5) 湧水町中小企業災害復旧資金利子補助事業

ア 目的

台風、豪雨、洪水、地震等の災害（以下「災害」という。）により被害を受けた中小企業者及び組合（以下「中小企業者等」という。）が、災害復旧のために借入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、予算の範囲内で交付するもの。

イ 利子補助対象

県内における災害により被害を受けた中小企業者等が、町長等の被災証明を受け、災害発生の日から概ね6箇月以内（町長が必要と認めた場合は、この期間を最長6月間延長することができる。）で、災害の都度、町長が別に定める期間において災害復旧の目的で借入申込みを行った下記の資金とする。

(ア) 株式会社日本政策金融公庫の資金

(イ) 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年11月6日告示第1218号）に規定する緊急災害対策資金

(ウ) 県内市町村制度資金

ウ 補助の概要

区 分	補 助 の 内 容 等
補 助 対 象 者	町内に事業所を有する中小企業者及び組合
補 助 対 象 限 度 額	中小企業者1人あたり融資金額のうち、1,500万円を限度とする。
利 子 補 助 額	次の各号の融資金額区分ごとに算出した額とする。 ただし、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとし、補助率が融資利率を上回る場合の補助率は融資利率と同率として算出する。 ① 融資金額が200万円まで 支払利息額×1.80%/融資利率 ② 融資金額が200万円を超え600万円まで 支払利息額×〔200万円/融資金額×1.80%/融資利率+（融資金額-200万円）/融資金額×1.35%/融資利率〕 ③ 融資金額が600万円を超え1,500万円まで 支払利息額×〔200万円/融資金額×1.80%/融資利率+400万円/融資金額×1.35%/融資利率+（融資金額-600万円）/融資金額×0.90%/融資利率〕 ④ 融資金額が1,500万円超 支払利息額×〔200万円/融資金額×1.80%/融資利率+400万円/融資金額×1.35%/融資利率+900万円/融資金額×0.90%/融資利率〕
補 足 事 項	① 2つの災害復旧資金を借り入れている場合 申請者の選択した資金から充当する。 ② 年度途中で廃業、移転及び統合した場合 事業廃止、移転及び統合のあった日の属する月までの補助とする。ただし、移転及び統合を前提とした事業計画に基づき、融資実行された場合はこの限りではない。
補 助 期 間	償還開始（支払利息開始のみを含む。）の日の属する月から起算して5年間とする。
納 税 要 件	本町において滞納がないこと。

細部は、湧水町中小企業災害復旧資金利子補助金交付要綱による。